

# 老人クラブ傷害保険 加入申込書

## 申込手順

### 1 申込書類の確認

- 1枚目:説明事項(表紙・裏面「事故報告書」)
- 2枚目:加入者名簿(提出用)
- 3枚目:加入者名簿(保険担当者保管用)
- 4枚目:掛金払込用紙(払込取扱票)

### 2 加入の取りまとめについて

- ⇒ 保険担当者は、クラブ内で1名お決めください。
- ⇒ 保険担当者は、会長以外の方でも結構です。
- ⇒ 保険担当者は、①加入の取りまとめ・申込み②おぼえがきメモの配布③必要書類の保管と事故発生時の手続き補助等の対応をお願いします。

### 3 加入者名簿

- 「加入者名簿」を作成し、「提出用」のみを名簿送付専用封筒で送付してください。
- ⇒ 加入者欄:氏名(カタカナ記載)・性別・年齢・掛金(○印)の記入  
※加入者数が多く、この加入者名簿に書ききれない場合は、追加名簿用紙を全老連保険係へ請求してください。
  - ⇒ 保険担当者自署欄:クラブ名・郵便番号・住所・氏名・電話番号の記入
  - ⇒ 加入別集計欄:掛金別の人数・掛金額等の記入
  - ⇒ 職種級別Aは無職・事務職(傷害リスクの低い職業)等です。B(傷害リスクの高い職業)については、下記をご参照ください。

●職種級別Bに該当する方  
「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種)

### 4 掛金の支払

- ⇒ 4枚目の掛金払込用紙(払込取扱票)で郵便局(ゆうちょ銀行)から払込んでください。  
※システム上、現金での送金はお断りしております。

### 5 クラブ保管書類

- ①加入者名簿のうち「保険担当者保管用」(3枚目)
- ②振替払込請求書兼受領証(4枚目)

### 6 申込受付

- ⇒ 加入者名簿と掛金の払込額が一致すると申込が受けられます。
- ⇒ 全老連保険係から掛金入金のお知らせは差し上げません。

### 7 保険の有効期間

- ⇒ 掛金払込日の翌月1日午後4時(但し、新規加入の場合は午前0時)から翌年の同月1日(満期日)午後4時までの1年間です。(但し、継続加入の場合は満期前月よりも早期に掛金払込をされても継続保険開始日は変わりありません)

### 8 おぼえがきメモ

- ⇒ 「おぼえがきメモ」が申込受付から約30日以内に保険担当者宛に送られます。
- ⇒ 加入者の「おぼえがきメモ」としてご活用ください。このメモは紛失しても補償への影響がある書類ではありません。

### 9 事故報告書(表紙の裏面)

- ⇒ ご加入後、事故が発生した時は「事故報告書」を速やかに保険会社宛お送りください。事故報告は保険請求とは異なります。(送付先:事故報告書の下欄に記載)
- ⇒ 事故報告書到着後、約3週間以内に保険会社からご加入者へ保険請求の手続きに必要な書類が送付されます。

# 「老人クラブ傷害保険」加入者名簿

(加入者名簿は、保険契約申込書の一部を成します。)

※名簿記入の人数を加入別に集計し、合計人数・掛金を計算してください。

クラブ番号	※新規加入クラブは、クラブ番号記入不要				加入依頼日	年	月	日
-------	---------------------	--	--	--	-------	---	---	---

保険担当者	クラブ(会)の名称		
	住所	〒□□□□□□□□	
	氏名(自署)	フリガナ	私は「ご加入に際して」を確認し、契約者である団体に対して加入を依頼します。
	連絡先電話	(平日の日中連絡の取れる電話番号)	( ) - ( )

24時間型	年間掛金	10,000円 × □人 = □円
		5,000円 × □人 = □円
		3,500円 × □人 = □円
活動型	年間掛金	2,000円 × □人 = □円
		1,000円 × □人 = □円
		500円 × □人 = □円
合計		□人 = □円 (払込掛金)

「ご加入に際して」の内容について、必ず加入申込会員にご確認いただいたうえで、お申込みください。

〈ご加入に際して〉以下の項目について確認・同意の上、加入を依頼します。

- ① 保険契約者である団体の構成員であること(「概要」P1「老人クラブ」とは)ご参照
- ② 「概要」重要事項説明書「ご加入内容確認事項」等の内容
- ③ 「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容(「重要事項説明書」P2「7.個人情報の取扱い」ご参照)
- ④ 24時間型に加入する場合のみ職種級別がA(無職、事務従事者、販売従事者等)であること(☆)(「概要」P3「4.加入手続きの注意事項」ご参照)

「重要事項説明書」に掲載の☆が付された事項(告知事項かつ通知事項)は、ご加入に関する重要な事項です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。

No.	シメイ(カタカナ)	性別	年齢	掛金(単位:円)					☆職種級別	男女	1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A	
				24時間型	活動型													
例	ゼンロウ ハナコ	♀	68	1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A	男女	1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A
1		男女		1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A	男女	1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A
2		男女		1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A	男女	1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A
3		男女		1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A	男女	1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A
4		男女		1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A	男女	1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A
5		男女		1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A	男女	1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A
6		男女		1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A	男女	1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A
7		男女		1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A	男女	1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A
8		男女		1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A	男女	1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A
9		男女		1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A	男女	1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A
10		男女		1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A	男女	1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A
11		男女		1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A	男女	1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A
12		男女		1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A	男女	1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A
13		男女		1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A	男女	1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A
14		男女		1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A	男女	1万	5千	3千5百	2千	1千	5百	A

※用紙不足の場合は、全老連保険係へ請求ください。

①②は重ねたまま(複写式)記入し、すべて書き終わってから切り離してください。

# 傷害保険専用 「払込取扱票」

## 傷害専用

### 掛金払込用紙(払込取扱票) 〈記入例〉

① 郵便局(ゆうちょ銀行)使用番号(修正等を加えないでください。)

④ 加入者名簿に記入した合計金額(赤枠の払込掛金)を記入してください。

⑤ 掛金払込み後、振替払込請求書兼受領証は大切に保管ください。

※新規加入クラブは、クラブ番号記入不要

② 通信欄にクラブ番号(名)をご記入ください。

③ 保険担当者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

払込取扱票										通常払込料金加入者負担								
42	東京DT	口座記号番号								金額	千	百	十	万	千	百	十	円
0	0	1	9	0	1	8	8	0	4	4	6	4	0	0	0	0	0	
加入者名	公益 全国老人クラブ連合会 老人クラブ保険係										備考							
10	XXXXXXXXXXXX																	
通信欄	※クラブ番号(名) XXXXXXXX(〇〇〇〇〇〇〇〇クラブ)																	
ご依頼人	おところ(郵便番号) 216-0007) 神奈川県川崎市宮前区小台										日							
	おなまえ 和泉 花子 N-4-6-701 様										附							
	(電話番号) 044-000-XXXX)										印							
この払込書は、機械で処理しますので、中央の欄を汚さないように特にご注意ください。裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号東DT 第465号)																		
これより下部には何も記入しないでください。																		

  

振替払込請求書兼受領証																		
口座記号番号	001901								通常払込料金加入者負担									
加入者名	公益 全国老人クラブ連合会 老人クラブ保険係																	
金額	千	百	十	万	千	百	十	円										
4	0	0	0	0	0	0	0	0										
おなまえ	和泉 花子 様																	
ご依頼人	和泉 花子 様										日							
料											附							
金											印							
備考																		

この部分には氏名をご記入ください。

払込取扱票										通常払込料金加入者負担								
42	東京DT	口座記号番号								金額	千	百	十	万	千	百	十	円
0	0	1	9	0	1	8	8	0	4	4	6	4	0	0	0	0	0	
加入者名	公益 全国老人クラブ連合会 老人クラブ保険係										備考							
10																		
通信欄	※クラブ番号(名)																	
ご依頼人	おところ(郵便番号) )										日							
	おなまえ										附							
	(電話番号)										印							
この払込書は、機械で処理しますので、中央の欄を汚さないように特にご注意ください。裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号東DT 第465号)																		
これより下部には何も記入しないでください。																		

### 振替払込請求書兼受領証

振替払込請求書兼受領証																		
口座記号番号	001901								通常払込料金加入者負担									
加入者名	公益 全国老人クラブ連合会 老人クラブ保険係																	
金額	千	百	十	万	千	百	十	円										
おなまえ																		
ご依頼人											日							
料											附							
金											印							
備考																		

## 傷害保険専用

※10万円を超える掛金の払込みの際には、手続きをされる方の本人確認書類(年金手帳、健康保険証、運転免許証等)が必要となる場合があります。

- ◆この保険は公益財団法人全国老人クラブ連合会を契約者とし、公益財団法人全国老人クラブ連合会の会員を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は、公益財団法人全国老人クラブ連合会が有します。
- ◆取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。



## 公益財団法人全国老人クラブ連合会 保険係

〒100-8822 東京都千代田区霞が関3丁目6-14 三久ビル1階102号

受付時間 9:30から17:00まで(土、日、祝祭日、年末年始休)

加入申込書等、  
資料請求先

専用FAX 03-3597-8767

お問い合わせ  
ご相談 先

03-3597-8770

ホームページ <http://www.senior-ltd.com/> 老人クラブ傷害保険 検索 メールアドレス [hoken@senior-ltd.com](mailto:hoken@senior-ltd.com)

〈取扱代理店〉 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768

〈引受幹事保険会社〉 東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 医療・福祉法人部 法人第二課 TEL.03-3515-4144

- ◆この書類は、老人クラブ傷害保険(老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険、総合生活保険(傷害補償))についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「老人クラブ3つの保険ご案内パンフレット」「概要」「重要事項説明書」等をよくお読みください。ご不明な点がありました場合には、全老連保険係または取扱代理店、引受保険会社までお問い合わせください。

18-T00040 2018年4月作成



### 傷害保険専用

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙  
課税相当額以上  
貼付  
印

この場所には、何も記載しないでください。